**介護予防・生活支援サービス事業（予防給付型・生活支援型）の**

**事業者指定の更新の取扱い**

**１　概要**

　介護予防・生活支援サービス事業（予防給付型・生活支援型）の指定を受けた事業者は、指定有効期間ごとに更新を受ける必要があります。

**２　指定有効期間について**

介護予防・生活支援サービス事業（予防給付型・生活支援型）の指定有効期間は原則６年間です。

ただし、指定時点ですでに介護サービス事業の指定を受けている事業所は、介護サービス事業の指定有効期限までの期間を「予防給付型サービス」及び「生活支援型サービス」の指定有効期間とします。

**３　書類の提出について**

（１）提出書類

訪問型サービス、通所型サービス別に、「添付書類・チェックリスト」として、北九州市ホームページの下記に掲載していますので、ご確認ください。

（北九州市内で介護サービス事業と一体的に行っている場合、北九州市内　で「予防給付型」及び「生活支援型」サービスのみを行っている場合、北九州市外の事業所と、３つのパターンに分けています。）

【掲載場所】

①北九州市トップページの右上にある「🔍サイト内検索」をクリック

②「ページ番号検索」をクリックし、「０００１３８１３７」を入力し「🔍」ボタ

ンをクリック

③「「予防給付型」及び「生活支援型」サービス事業者の指定更新手続について」

のページに移るので、そこで必要様式等を確認、ダウンロードする

※「北九州市第１号訪問事業及び第１号通所事業の実施に関する要綱」第４条第１項に規定する事項及び「北九州市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制」について、本市に届け出ている事項から変更がある場合は、別途変更届又は加算届をご提出ください。

（特に市外事業所については、変更があった場合、所在地を管轄する市町村への届出だけではなく、本市への届出が必要です。漏れがないようご注意ください。）

※市外事業所は訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護の更新後の指定更新通知書の写しを送付してください。

　（２）提出時期

　　　申請が必要な時期に、更新申請の案内をする予定です。

　　　案内に記載している提出期限までにご提出ください。

　　※市内の介護サービス事業所については、介護サービス事業の指定更新申請書類と同時にご提出いただくようお願いします。）

（３）提出先

〒803-8501

　　 北九州市小倉北区城内1番1号（市役所9階）

　　　 北九州市保健福祉局介護保険課　居宅サービス係　宛

※簡易書留による「郵送」で提出してください。

※郵送する場合は、封筒に朱書きで「指定更新申請書在中」と記載してください。

※申請書類一式については、必ず事業所控え（コピー）を保管しておいてく　　ださい。

（４）審査手数料

　ア　介護サービス事業の指定更新と同時に指定更新を行う場合、介護予防・生活支援サービス事業（予防給付型・生活支援型）の審査手数料は不要です。

　イ　市外事業所は、介護予防・生活支援サービス事業（予防給付型・生活支援型）の審査手数料は不要です。指定更新申請書類とともに、「指定手数料免除申請書」をご提出ください。